



会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推第3512号
令和元年6月7日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長



民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する周知について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和元年6月6日付けで厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>



事 務 連 絡

平成30年8月30日

厚生労働省大臣官房御担当者 様

法務省民事局参事官室

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する
周知について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

民法のうち債権関係の分野について全般的な見直しを行うものである「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号。以下「改正法」といいます。）が、平成29年5月、成立し、一部の規定を除いて平成32年4月1日から施行されることとなっています。改正法の内容には、医療機関や高齢者施設等の契約実務に影響すると考えられる内容が含まれているため、その周知にご協力をお願いしたいと考えております。

改正法では、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければ、その効力を生じないものとするなど、保証契約に関する規律の見直しがされています。御省所管の業務に関しては、医療機関、高齢者施設等の各種施設に利用者が入所する場合等に個人根保証契約が締結される事例があると伺っており、改正法による個人根保証契約の見直しは、このような実務にも影響を与える可能性があると考えております。

このため、改正法の施行に先立ち、保証契約に関する規律の見直しの内容や、改正法の施行日等につき、御省所管の各種団体等に事務連絡を発するなどして周知するようご協力をお願いいたします。

【連絡先】

法務省民事局参事官室

担当：秋田（あきた）、中丸（なかまる）

電話：03-3592-7114

E-mail：秋田 ja170496@moj.go.jp

中丸 tn180629@moj.go.jp

事務連絡
令和元年6月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
医療経営支援課

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する
周知について（依頼）

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成30年8月30日付けで法務省民事局参事官室から厚生労働省大臣官房宛て周知依頼がありました。

下記のとおり、医療機関にも影響が及び得るものであることから、貴管内の医療機関へ情報提供いただくなど周知に御協力賜りますようお願いいたします。

記

【主な改正内容】

民法の改正により、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその効力を生じないものとされます。これは、保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないようにするための改正であり、令和2年4月1日以降に締結される個人根保証契約に適用されます。

※ 極度額は確定額を記載する必要がありますが、その水準について法律上の規定はなく、原則として当事者間で決定することができます。

【医療機関への影響】

医療機関に患者が入院する場合等に、入院契約に基づいて患者が負うことになる入院料その他の債務を主債務として、患者の親族等と医療機関の間で保証契約が締結されることがあります。

この場合、例えば入院の際の費用について包括的に保証した場合等、主債務の定め方によっては、個人根保証契約に該当することとなる場合がありますので、必要に応じ、保証契約書のひな形の改訂等の対応をお願いいたします。

なお、改正法の内容について御質問がある場合には、法務省民事局参事官室（代表番号03-3580-4111）までお問い合わせください。

【資料】

（別紙）民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する周知について（依頼）

（参考）改正民法パンフレット